

日集共済がお届けする

「構造用集成材 瑕疵保証制度」

法律で義務化された

「新築住宅の10年間の瑕疵担保責任」を
バックアップ!!

皆様の受注拡大と安心をサポートします!

制度の概要

「構造用集成材の瑕疵保証制度」とは、日本集成材共済会によって運営されており、共済会に加入し、さらに瑕疵保証制度に登録された会員が販売する構造用集成材に対する保証です。その集成材に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める住宅の瑕疵が発生した場合、構造躯体の瑕疵や、その瑕疵に起因して、当該物件の構造用集成材以外に影響・波及した拡大損害についての保証をいたします。保証につきましては大手保険会社のバック・アップにより、共済会が登録会員に対してあんしんをお届けする保証制度です。



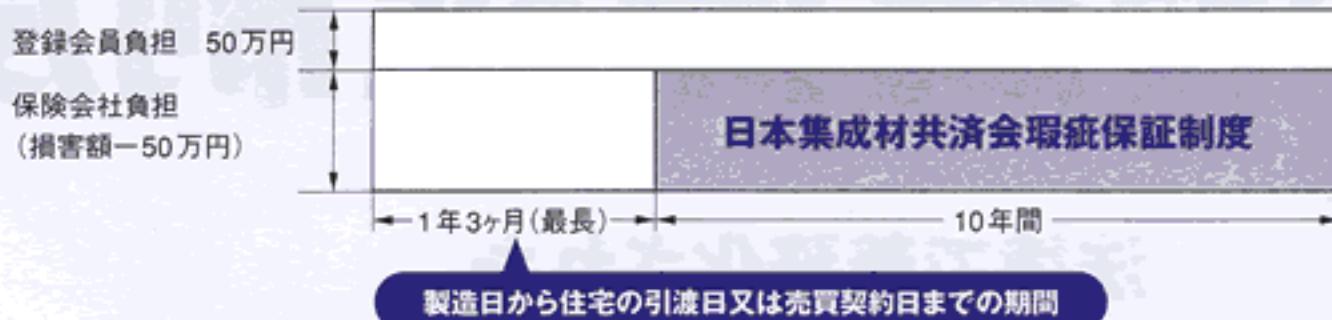
保証内容

- 1. 保証の対象** 日集共済の瑕疵保証制度に登録した登録会員が生産し販売する「構造用集成材」
- 2. 保証内容**
 - ◆構造用集成材(保証対象製品)自体の瑕疵(欠陥)の補修費用
 - ◆構造用部材の瑕疵(欠陥)に起因する当該住宅の構造材以外に波及した損害。
* 部材の瑕疵が起因して、構造躯体がゆがんだ事で発生した雨漏りは保証の対象です。

支払保証金 (損害認定額-50万円)

- ・1棟当たりの限度額：1,000万円
- ・1年間に登録した保証対象製品における10年間の支払限度額：5億円

◆保証期間：品確法に定める長期保証期間に従い、完成引渡より10年間



☆保証対象製品による瑕疵の定義

保証対象製品を製造日より1年3ヶ月以内に使用して完成した建物について、通常の荷重下において保証対象製品の同一接着層に三分の一以上の剥離が生じ以下の各号の現象が生じている場合に当該製品およびその製品の瑕疵に起因し波及した財物損壊(建物の損害等)の修補費用等を負担するものです。

- (1)柱について鉛直線との傾斜が千分の三以上、生じている
- (2)横架材について水平線との傾斜が千分の三以上、生じている

☆保証期間の定義

保証期間は、保証住宅が工務店等より住宅所有者に対し保証住宅を引渡または譲渡した日から10年を経過する日に終わります。

☆保証の対象とならない瑕疵（例）

- ◆化粧ばり表面のヒビ割れ、ふくれ等
- ◆柱、梁の強度に影響しない割れ、収縮等
- ◆表面のよごれ等



日本集成材共済会

構造用集成材瑕疵保証制度事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋2-22-4 (高嶺第2ビル)

TEL03-3434-6527 FAX03-3434-6547

(引受保険会社)

三井海上火災保険株式会社